|  |
| --- |
| **１５１１．旅客氏名表報告** |

|  |  |
| --- | --- |
| 業務コード | 業務名 |
| ＰＬＲ | 旅客氏名表報告呼出し |
| ＰＬＲ０１ | 旅客氏名表報告 |

１．業務概要

当該空港に入港時に、運航便名、他国からの最終出発空港及び提出先空港単位に旅客情報を登録し、旅客氏名表の報告を行う。

また、当該空港を出港時に、運航便名、提出先空港及び最初の到着地空港単位に旅客情報を登録し、旅客氏名表の報告を行うことも可能とする。

本業務により旅客情報の変更及び取消しを可能とする。

航空通信回線を利用した旅客氏名表報告も可能となる。

入力された航空会社（便名先頭２桁）において、予め空港単位に登録された利用者へ必要な情報を出力する。

（１）「旅客氏名表報告呼出し（ＰＬＲ）」業務の場合

（Ａ）入出港区分が入港の場合

入力された便名、他国からの最終出発空港及び提出先空港に係る旅客情報の変更または取消しを行う場合に旅客情報を呼び出す。

（Ｂ）入出港区分が出港の場合

入力された便名、提出先空港及び最初の到着地空港に係る旅客情報の変更または取消しを行う場合に旅客情報を呼び出す。

（２）「旅客氏名表報告（ＰＬＲ０１）」業務の場合

入出港区分が入港の場合は、入力された便名、他国からの最終出発空港及び提出先空港に係る旅客情報の登録または変更を行い、その内容に基づき旅客氏名表を作成し、出力する。

入出港区分が出港の場合は、入力された便名、提出先空港及び最初の到着地空港に係る旅客情報の登録または変更を行い、その内容に基づき旅客氏名表を作成し、出力する。

なお、処理区分に「Ｘ」を入力することにより旅客情報の取消しを行うことが可能である。

|  |  |
| --- | --- |
| 手続名 | 提出先 |
| 旅客氏名表（入港） | 税関 |
| 旅客氏名表（出港） | 税関 |
| 乗客名簿（入港） | 入管 |
| 乗客名簿（出港） | 入管 |
| 乗客名簿 | 検疫所 |

２．入力者

税関、航空会社

３．制限事項

（１）ＰＬＲ業務の場合

なし

（２）ＰＬＲ０１業務の場合

１業務で入力可能な旅客数は最大９９９人とする。

４．入力条件

（１）ＰＬＲ業務の場合

（Ａ）入力者チェック

（ａ）入力者が税関の場合

①システムに登録されている利用者であること。

②乗組員・旅客情報ＤＢに登録されているＰＬＲ０１業務を行った入力者が税関利用者であること。

（ｂ）入力者が航空会社の場合

①システムに登録されている利用者であること。

②システムに機長代行者として登録されている利用者であること。

③乗組員・旅客情報ＤＢに登録されているＰＬＲ０１業務を行った利用者と同一であること。

④③を満たさない場合は、入力された航空会社（便名先頭２桁）において、予め空港単位に登録された代表利用者、または旅客委託先利用者と同一であること。

（Ｂ）入力項目チェック

（ａ）単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（ｂ）項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（Ｃ）乗組員・旅客情報ＤＢチェック

（ａ）入港の旅客情報を呼出す場合

（ア）入力された便名に対する情報が１件のみ存在する場合

入力された便名に対する入港の旅客情報が存在すること。

（イ）入力された便名に対する情報が複数存在する場合

①出発空港が入力されていること。

②到着空港が入力されていること。

③入力された便名、外国の最終出発地空港及び旅客情報提出先空港に対する入港の旅客情報が存在すること。

（ｂ）出港の旅客情報を呼出す場合

（ア）入力された便名に対する情報が１件のみ存在する場合

入力された便名に対する出港の旅客情報が存在すること。

（イ）入力された便名に対する情報が複数存在する場合

①出発空港が入力されていること。

②到着空港が入力されていること。

③入力された便名、旅客情報提出先空港及び外国の最初の到着地に対する出港の旅客情報が存在すること。

（２）ＰＬＲ０１業務の場合

（Ａ）入力者チェック

（ａ）入力者が税関の場合

①システムに登録されている利用者であること。

②入力者の所属する税関官署と提出先空港を管轄する税関官署が同一であること。

③処理区分が変更または取消しの場合は、乗組員・旅客情報ＤＢに登録されているＰＬＲ０１業務を行った入力者が税関利用者であること。

（ｂ）入力者が航空会社の場合

①システムに登録されている利用者であること。

②システムに機長代行者として登録されている利用者であること。

③入力された処理区分が変更または取消しの場合は、乗組員・旅客情報ＤＢに登録されている  
ＰＬＲ０１業務を行った利用者と同一であること。

④入力された処理区分が変更または取消しの場合で、③を満たさない場合は、入力された航空会社（便名先頭２桁）において、予め空港単位に登録された代表利用者、または旅客委託先利用者と同一であること。

（Ｂ）入力項目チェック

（ａ）単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（ｂ）項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（Ｃ）乗組員・旅客情報ＤＢチェック

（ａ）入港における旅客情報の場合

＜Ａ＞処理区分が登録の場合

入力された便名、他国からの最終出発空港及び提出先空港に対する入港における提出済みの旅客情報が存在しないこと。

＜Ｂ＞処理区分が変更の場合

入力された便名、他国からの最終出発空港及び提出先空港に対する入港における提出済みの旅客情報が存在すること。

＜Ｃ＞処理区分が取消しの場合

（ア）入力された便名、提出先空港に対する旅客情報が一件のみ存在する場合

入力された便名、提出先空港に対する入港における提出済みの旅客情報が存在すること。

（イ）入力された便名、提出先空港に対する旅客情報が複数存在する場合

①他国からの最終出発空港が入力されていること。

②入力された便名、他国からの最終出発空港及び提出先空港に対する入港における提出済みの旅客情報が存在すること。

（ｂ）出港における旅客情報の場合

＜Ａ＞処理区分が登録の場合

入力された便名、提出先空港及び最初の到着地空港に対する出港における提出済みの旅客情報が存在しないこと。

＜Ｂ＞処理区分が変更の場合

入力された便名、提出先空港及び最初の到着地空港に対する出港における提出済みの旅客情報が存在すること。

＜Ｃ＞処理区分が取消しの場合

（ア）入力された便名、提出先空港に対する旅客情報が一件のみ存在する場合

入力された便名、提出先空港に対する出港における提出済みの旅客情報が存在すること。

（イ）入力された便名、提出先空港に対する旅客情報が複数存在する場合

①最初の到着地空港が入力されていること。

②入力された便名、提出先空港及び最初の到着地空港に対する出港における提出済みの旅客情報が存在すること。

５．処理内容

# （１）ＰＬＲ業務の場合

（Ａ）入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。（エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。）

（Ｂ）出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

（Ｃ）注意喚起メッセージ出力処理

（ａ）登録を行うには再送信が必要である旨を注意喚起メッセージとして出力する。

（ｂ）呼び出した情報が航空通信経由のエラー分を除いた情報である場合に、未登録の旅客が存在する旨を注意喚起メッセージとして出力する。

（ｃ）呼び出した情報が強制結合された情報である場合に、強制結合された情報である旨を注意喚起メッセージとして出力する。

（２）ＰＬＲ０１業務の場合

（Ａ）登録または変更の場合

（ａ）入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合＊１は正常終了とし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。（エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。）

（＊１）航空通信回線を利用した場合、旅客情報については、入力条件に合致した情報のみを対象として以降の処理を行い、合致しない情報については、「（ｃ）出力情報出力処理」にて旅客氏名表未登録者情報の対象とする。ただし、すべての旅客情報が入力条件に合致しない場合はエラーとし、「０００００－００００－００００」以外の処理結果コードを設定の上、エラー通知情報（旅客情報）を出力する。

（ｂ）乗組員・旅客情報ＤＢ処理

（ア）入港における旅客情報の場合

①処理区分が登録の場合は、入力された便名、他国からの最終出発空港及び提出先空港に対する入港における旅客情報を作成し、旅客氏名表の報告を行なった旨を登録する。

②入力された処理区分が変更の場合は、入力された内容で旅客情報を変更する。

（イ）出港における旅客情報の場合

①処理区分が登録の場合は、入力された便名、提出先空港及び最初の到着地空港に対する出港における旅客情報を作成し、旅客氏名表の報告を行なった旨を登録する。

②入力された処理区分が変更の場合は、入力された内容で旅客情報を変更する。

（ｃ）出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

（ｄ）注意喚起メッセージ出力処理

税関に対する旅客氏名表の提出とはならず、税関以外の選択された提出先官庁への提出のみが行われる場合は、注意喚起メッセージとして処理結果通知に出力する。

（Ｂ）取消しの場合

（ａ）入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。（エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。）

（ｂ）乗組員・旅客情報ＤＢ処理

当該旅客情報の取消しが行われた旨を登録する。

（ｃ）出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

（ｄ）注意喚起メッセージ出力処理

税関に対する旅客氏名表の提出とはならず、税関以外の選択された提出先官庁への提出のみが行われる場合は、注意喚起メッセージとして処理結果通知に出力する。

# ６．出力情報

（１）ＰＬＲ業務の場合

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 情報名 | 出力条件 | 出力先 |
| 処理結果通知 | なし | 入力者 |
| 旅客氏名表報告呼出し結果情報 | なし | 入力者 |

（２）ＰＬＲ０１業務の場合

| 情報名 | 出力条件 | 出力先 |
| --- | --- | --- |
| 処理結果通知 | なし | 入力者＊１ |
| 旅客氏名表控情報 | 以下の条件をすべて満たすとき、出力する  （１）入力者が航空会社で処理区分が登録または変更  （２）提出先空港において、管轄する税関官署がシステムに存在する | 入力者 |
| 入力された航空会社（便名先頭２桁）において、予め空港単位に登録された代表利用者、および旅客委託先利用者 |
| 旅客氏名表未登録者情報 | 以下の条件をすべて満たすとき、出力する  （１）航空通信回線を利用した場合  （２）本文５．（２）（Ａ）（ａ）のチェックにおいて対象となる旅客が存在する | 入力された航空会社（便名先頭２桁）において、予め空港単位に登録された代表利用者、および旅客委託先利用者 |
| 旅客氏名表強制結合情報 | 以下の条件をすべて満たすとき、出力する  （１）航空通信回線を利用した場合  （２）航空通信受信端末にて強制結合された電文である | 入力された航空会社（便名先頭２桁）において、予め空港単位に登録された代表利用者、および旅客委託先利用者 |
| 旅客氏名表情報（入港） | 以下の条件をすべて満たすとき、出力する  （１）入港における旅客情報  （２）入力者が航空会社で処理区分が登録または変更  （３）提出先空港において、管轄する税関官署がシステムに存在する | 提出先空港の管轄税関  （監視担当部門）＊２ |
| 以下の条件をすべて満たすとき、出力する  （１）入港における旅客情報  （２）入力者が税関で処理区分が登録または変更 | 入力者 |
| 旅客氏名表未登録者情報（入港） | 以下の条件をすべて満たすとき、出力する  （１）航空通信回線を利用した場合  （２）入港における旅客情報  （３）提出先空港において、管轄する税関官署がシステムに存在する  （４）本文５．（２）（Ａ）（ａ）のチェックにおいて対象となる旅客が存在する | 提出先空港の管轄税関  （監視担当部門）＊２ |
| 旅客氏名表強制結合情報（入港） | 以下の条件をすべて満たすとき、出力する  （１）航空通信回線を利用した場合  （２）入港における旅客情報  （３）提出先空港において、管轄する税関官署がシステムに存在する  （４）航空通信受信端末にて強制結合された電文である | 提出先空港の管轄税関  （監視担当部門）＊２ |
| 旅客氏名表情報（出港） | 以下の条件をすべて満たすとき、出力する  （１）出港における旅客情報  （２）入力者が航空会社で処理区分が登録または変更  （３）提出先空港において、管轄する税関官署がシステムに存在する | 提出先空港の管轄税関  （監視担当部門）＊２ |
| 以下の条件をすべて満たすとき、出力する  （１）出港における旅客情報  （２）入力者が税関で処理区分が登録または変更 | 入力者 |
| 旅客氏名表未登録者情報（出港） | 以下の条件をすべて満たすとき、出力する  （１）航空通信回線を利用した場合  （２）出港における旅客情報  （３）提出先空港において、管轄する税関官署がシステムに存在する  （４）本文５．（２）（Ａ）（ａ）のチェックにおいて対象となる旅客が存在する | 提出先空港の管轄税関  （監視担当部門）＊２ |
| 旅客氏名表強制結合情報（出港） | 以下の条件をすべて満たすとき、出力する  （１）航空通信回線を利用した場合  （２）出港における旅客情報  （３）提出先空港において、管轄する税関官署がシステムに存在する  （４）航空通信受信端末にて強制結合された電文である | 提出先空港の管轄税関  （監視担当部門）＊２ |
| 旅客取消情報 | 以下の条件をすべて満たすとき、出力する  （１）入力者が航空会社で処理区分が取消し  （２）提出先空港において、管轄する税関官署がシステムに存在する | 入力者 |
| 入力された航空会社（便名先頭２桁）において、予め空港単位に登録された代表利用者、および旅客委託先利用者 |
| 旅客取消情報（入港） | 以下の条件をすべて満たすとき、出力する  （１）入港における旅客情報  （２）入力者が航空会社で処理区分が取消し  （３）提出先空港において、管轄する税関官署がシステムに存在する | 提出先空港の管轄税関  （監視担当部門）＊２ |
| 以下の条件をすべて満たすとき、出力する  （１）入港における旅客情報  （２）入力者が税関で処理区分が取消し | 入力者 |
| 旅客取消情報（出港） | 以下の条件をすべて満たすとき、出力する  （１）出港における旅客情報  （２）入力者が航空会社で処理区分が取消し  （３）提出先空港において、管轄する税関官署がシステムに存在する | 提出先空港の管轄税関  （監視担当部門）＊２ |
| 以下の条件をすべて満たすとき、出力する  （１）出港における旅客情報  （２）入力者が税関で処理区分が取消し | 入力者 |
| 旅客氏名表報告確認情報 | 以下の条件をすべて満たすとき、出力する  （１）入力者が航空会社  （２）提出先空港において、管轄する税関官署がシステムに存在する | 提出先空港の管轄税関  （監視担当部門）＊２ |
| 入力者が税関の場合 | 入力者 |
| 乗客名簿情報（入港）（入管宛） | 以下の条件をすべて満たすとき、出力する  （１）入港における旅客情報  （２）入力者が航空会社で処理区分が登録 | 入管 |
| 乗客名簿未登録者情報（入港）（入管  宛） | 以下の条件をすべて満たすとき、出力する  （１）航空通信回線を利用した場合  （２）入港における旅客情報  （３）処理区分が登録  （４）本文５．（２）（Ａ）（ａ）のチェックにおいて対象となる旅客が存在する | 入管 |
| 乗客名簿強制結合情報（入港）（入管宛） | 以下の条件をすべて満たすとき、出力する  （１）航空通信回線を利用した場合  （２）入港における旅客情報  （３）処理区分が登録  （４）航空通信受信端末にて強制結合された電文である | 入管 |
| 乗客名簿情報（出港）（入管宛） | 以下の条件をすべて満たすとき、出力する  （１）出港における旅客情報  （２）入力者が航空会社で処理区分が登録 | 入管 |
| 乗客名簿未登録者情報（出港）（入管宛） | 以下の条件をすべて満たすとき、出力する  （１）航空通信回線を利用した場合  （２）出港における旅客情報  （３）処理区分が登録  （４）本文５．（２）（Ａ）（ａ）のチェックにおいて対象となる旅客が存在する | 入管 |
| 乗客名簿強制結合情報（出港）（入管宛） | 以下の条件をすべて満たすとき、出力する  （１）航空通信回線を利用した場合  （２）出港における旅客情報  （３）処理区分が登録  （４）航空通信受信端末にて強制結合された電文である | 入管 |
| 乗客名簿変更情報（入港）（入管宛） | 以下の条件をすべて満たすとき、出力する  （１）入港における旅客情報  （２）入力者が航空会社で処理区分が変更 | 入管 |
| 乗客名簿変更未登録者情報（入港）（入管宛） | 以下の条件をすべて満たすとき、出力する  （１）航空通信回線を利用した場合  （２）入港における旅客情報  （３）処理区分が変更  （４）本文５．（２）（Ａ）（ａ）のチェックにおいて対象となる旅客が存在する | 入管 |
| 乗客名簿変更強制結合情報（入港）（入管宛） | 以下の条件をすべて満たすとき、出力する  （１）航空通信回線を利用した場合  （２）入港における旅客情報  （３）処理区分が変更  （４）航空通信受信端末にて強制結合された電文である | 入管 |
| 乗客名簿変更情報（出港）（入管宛） | 以下の条件をすべて満たすとき、出力する  （１）出港における旅客情報  （２）入力者が航空会社で処理区分が変更 | 入管 |
| 乗客名簿変更未登録者情報（出港）（入管宛） | 以下の条件をすべて満たすとき、出力する  （１）航空通信回線を利用した場合  （２）出港における旅客情報  （３）処理区分が変更  （４）本文５．（２）（Ａ）（ａ）のチェックにおいて対象となる旅客が存在する | 入管 |
| 乗客名簿変更強制結合情報（出港）（入管宛） | 以下の条件をすべて満たすとき、出力する  （１）航空通信回線を利用した場合  （２）出港における旅客情報  （３）処理区分が変更  （４）航空通信受信端末にて強制結合された電文である | 入管 |
| 乗客名簿取消情報（入港）（入管宛） | 以下の条件をすべて満たすとき、出力する  （１）入港における旅客情報  （２）入力者が航空会社で処理区分が取消し | 入管 |
| 乗客名簿取消情報（出港）（入管宛） | 以下の条件をすべて満たすとき、出力する  （１）出港における旅客情報  （２）入力者が航空会社で処理区分が取消し | 入管 |
| 乗客名簿情報（検疫所宛） | 以下の条件をすべて満たすとき、出力する  （１）入港における旅客情報  （２）入力者が航空会社で処理区分が登録  （３）検疫所宛に報告が行われた | 提出先と判断された空港を管轄する検疫所代表端末 |
| 乗客名簿未登録者情報（検疫所宛） | 以下の条件をすべて満たすとき、出力する  （１）航空通信回線を利用した場合  （２）入港における旅客情報  （３）処理区分が登録  （４）検疫所宛に報告が行われた  （５）本文５．（２）（Ａ）（ａ）のチェックにおいて対象となる旅客が存在する | 提出先と判断された空港を管轄する検疫所代表端末 |
| 乗客名簿強制結合情報（検疫所宛） | 以下の条件をすべて満たすとき、出力する  （１）航空通信回線を利用した場合  （２）入港における旅客情報  （３）処理区分が登録  （４）検疫所宛に報告が行われた  （５）航空通信受信端末にて強制結合された電文である | 提出先と判断された空港を管轄する検疫所代表端末 |
| 乗客名簿変更情報（検疫所宛） | 以下の条件をすべて満たすとき、出力する  （１）入港における旅客情報  （２）入力者が航空会社で処理区分が変更  （３）検疫所宛に報告が行われた | 提出先と判断された空港を管轄する検疫所代表端末 |
| 乗客名簿変更未登録者情報（検疫所宛） | 以下の条件をすべて満たすとき、出力する  （１）航空通信回線を利用した場合  （２）入港における旅客情報  （３）処理区分が変更  （４）検疫所宛に報告が行われた  （５）本文５．（２）（Ａ）（ａ）のチェックにおいて対象となる旅客が存在する | 提出先と判断された空港を管轄する検疫所代表端末 |
| 乗客名簿変更強制結合情報（検疫所宛） | 以下の条件をすべて満たすとき、出力する  （１）航空通信回線を利用した場合  （２）入港における旅客情報  （３）処理区分が変更  （４）検疫所宛に報告が行われた  （５）航空通信受信端末にて強制結合された電文  である | 提出先と判断された空港を管轄する検疫所代表端末 |
| 乗客名簿取消情報（検疫所宛） | 以下の条件をすべて満たすとき、出力する  （１）入港における旅客情報  （２）入力者が航空会社で処理区分が取消し  （３）検疫所宛に報告が行われた | 提出先と判断された空港を管轄する検疫所代表端末 |
| エラー通知情報（旅客情報） | 以下の条件をすべて満たすとき、出力する  （１）航空通信回線を利用した場合  （２）エラーが発生した場合 | 入力された航空会社（便名先頭２桁）において、予め空港単位に登録された代表利用者および旅客委託先利用者＊３ |

（＊１）航空通信回線を利用した場合でかつ、正常終了した場合は、処理結果を出力しない。また、エラーとなった場合は、エラー通知情報（旅客情報）を、入力された航空会社（便名先頭２桁）において、予め空港単位に登録された代表利用者、および旅客委託先利用者に出力する。

（＊２）提出先空港の管轄税関（監視担当部門）に対して情報出力を行う場合で、空港施設区分ＤＢに税関利用者が設定されている場合は、当該利用者に対して、出力を行う。

（＊３）航空通信回線、メール（ＥＤＩＦＡＣＴ）処理方式を利用して情報が送信された場合で、マッピング変換でエラーとなった場合及び出力先の利用者が判定できなかった場合は、ＮＡＣＣＳセンターへエラー通知情報（旅客情報）を出力する。

７．特記事項

（１）登録した旅客情報は、一定期間を経過後にシステムから削除される。

（２）提出先空港が税関空港以外の場合で、管轄する税関官署がシステムに存在しない場合は、税関に対する旅客氏名表の提出とはならず、税関以外の選択された提出先官庁への提出のみが行われる。

（３）航空通信回線を利用して情報が送信された場合で、かつ入港における旅客情報と判定された場合は、最初の到着地空港、経由地空港および最終目的地空港に入力された日本の空港全てに対して提出を行う。（但し、検疫所宛については最初の到着地空港にのみ提出を行う。）

（４）航空通信回線を利用して情報が送信された場合で、かつ出港における旅客情報と判定された場合は、他国からの最終出発空港に入力された空港に対して提出を行う。

（但し、最初の到着地空港が国内空港の場合は、入管への提出は行わない。）

（５）航空通信回線を利用して情報が送信された場合で、出力先の利用者が判定できなかった場合は、ＮＡＣＣＳセンターへエラー通知情報（旅客情報）を出力する。